

より良い公設公営学童保育の実現のために

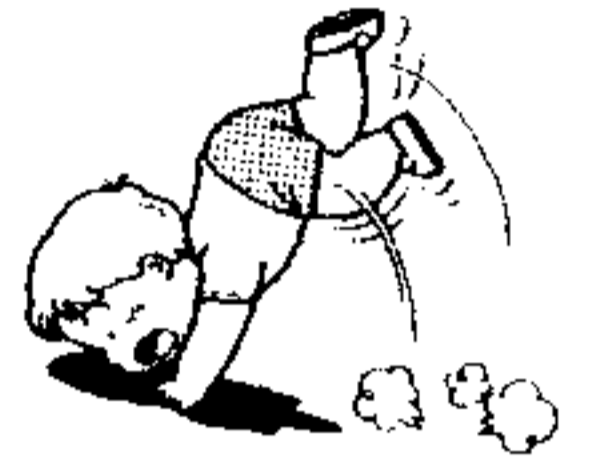
# 私たちは、「安定的な労働条件の確立」 「経験を考慮した採用」を求め続けます

## ●「非常勤一般職」で常勤的勤務ができるのか？●

指導員の募集を明日12月15日から開始するということから、学童保育公設公営化に向けた作業は大きな節目を迎えようとしています。市は、指導員の身分を「非常勤一般職」として位置付け、「一般公募」して140人程度の採用をめざすとしています。

「常勤職員」配置がないなか、「非常勤」のみに「子どもの命と健康」の責任を負わせ、また、「おやつ代」等の現金管理など重要な実務も求めるのです。「基本方針」（今年6月に市より出された基本的方針）にも、6項目にわたって事業内容が明記され、専門的な力量が求められる仕事として位置づけているのです。

私たちは、このような問題点がすみやかに改善されるように、あらためて要望します。



## ●採用方法は、経験を考慮して「選考」によっておこなうべき●

市は、指導員の採用をあくまで「一般公募、競争試験」を実施するとしています。

私たちは、これまで一貫して市が自ら最初に打ち出した「現指導員は『選考』とし、不足分を一般公募する」に戻すべきであると主張してきました。「競争試験」について、市は「公平性を欠くので、市民が納得しない」などと説明してきましたが、「継続就労」は10万を越える署名にもあるようにすでに市民の合意が得られていることです。また、「5年有期雇用」が撤廃されたことは、「勤務の継続性」をより裏付けることです。学童保育事業そのものは継続しているのであり、その点からも、これまでの経験が考慮されてしかるべきなのではないでしょうか。

私たちは、採用にあたってこれまでの経験を考慮するようあらためて要望します。



## ●安定した労働条件なしに、仕事の発展はない●

指導員の労働条件について、市は、「時給1250円、勤務時間は週30時間」と説明していました。「時間報酬額」だけみると、比較的高い水準として感じられるかもしれませんが。

しかし、「非常勤一般職」は時間報酬だけで賞与等がなく、学童保育指導員の場合、年収192万円程度にしかありません（1250円×30時間×51週＝191万2500円）。また、経験加算がないので、何年勤務しても同額の報酬額なのです。

これではどんなに熱意があっても、資格があっても、継続して勤務できる条件とはいえません。

## ●より良い公設公営学童保育がスタートできるよう努力●

一日から開催されている12月議会で、来年度実施予定の公設公営学童保育に関する条例案（「放課後ルーム条例」）の審議がおこなわれています。

「放課後ルーム条例」には、「名称及び位置」「入所の要件」「育成料」等が明記されています。開設時間等の運営に関することは、条例とは別に規則で定めるとされています（第8条）。

一方、藤代市長は12月議会の中で、「保育内容について、学童保育関係者との協議をもっていきたいと話をした。また、指導員の報酬等についてももう少し時間をいただきたい。」と答弁しています。

私たちは、来年4月実施に向けて、市に対して「保育内容」「指導員のローテーションや勤務のあり方」等について引き続き協議おこなうよう船橋市学童保育連絡協議会（市連協）と共に求めています。

そして、子どもたちの生活と親の労働が保障される内容をもった公設公営学童保育が実現するよう、引き続き努力していく決意です。

## 船橋市学童保育指導員労働組合

1999年12月14日 NO.17